て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四　（略）

一　（略）

二

	(い)	(ろ)
		図書の種類
（略）		
(二十二)	法第四十八条の規定が適用される建築物	付近見取図
		配置図
		危険物の数量表
		工場・事業調書
	法第四十八条第一項から第十四項までのただし書の規定が適用される建築物	法第四十八条第一項から第十四項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途にする事項
（略）		

三～五　（略）

2～11　（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四　法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四　（略）

一　（略）

二

	(い)	(ろ)
		図書の種類
（略）		
(二十二)	法第四十八条の規定が適用される建築物	付近見取図
		配置図
		危険物の数量表
		工場・事業調書
	法第四十八条第一項から第十三項までのただし書の規定が適用される建築物	法第四十八条第一項から第十三項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途にする事項
（略）		

三～五　（略）

2～11　（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四　法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし